

財務諸表の承認に係る事務局における確認について

1 確認の方針

事務局において、国立大学法人に係る承認の考え方に準じて、「合規性の遵守」と「表示内容の適正性」の観点から確認を行う。

なお、財務諸表等の数値については、監事及び会計監査人の監査の対象となっているため、主要な計数等について確認を行う。

2 確認の内容

①合規性の遵守

チェック項目	確認の結果
1 提出期限は遵守されたか	法定期限の6月末までに提出された。
2 必要な書類はすべて提出されたか ・地方独立行政法人法第34条 ・公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第10条	次の書類の提出があった。 ①財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書) ②決算報告書 ③事業報告書 ④監事及び会計監査人の意見書(監査報告書)
3 監事及び会計監査人の監査報告書に財務諸表の承認にあたり考慮すべき事項はないか	監事及び会計監査人の監査報告書において、考慮すべき意見はなかった。

②表示内容の適正性

チェック項目	確認の結果
1 記載すべき項目について明らかな遺漏はないか	表示科目、会計方針、注記等について、明らかな遺漏がないことを確認した。
2 計数は整合しているか	合計等の基本的な計数について、整合を確認した。
3 書類相互間における数値の整合はとれているか	主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した
4 運営交付金にかかる会計処理は適正か	期間進行基準の適用事業について、運営費交付金債務全額が収益化されていることを確認した。

3 確認結果

「合規性の遵守」及び「表示内容の適正」について、特に問題はなかった。